

令和3年第5回

印西市教育委員会定例会会議録

令和3年5月26日（水）

令和3年第5回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和3年5月26日(水)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(印西市青少年問題協議会委員の任命)

日程第 5 報告第2号

印西市学校適正配置審議会の諮問結果について

日程第 6 議案第1号

令和3年度教育費補正予算について

日程第 7 議案第2号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第3号

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第4号

印西市就学指導委員会委員の委嘱について

日程第10 議案第5号

第2期印西市教育振興基本計画【令和4年度～7年度】策定方針について

日程第11 議案第6号

印西市立幼稚園のあり方に関する方針の策定について

日程第12 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野	忠 寄
2 番	委 員	寺 田	充 良
3 番	委 員	鈴 木	裕 枝
4 番	委 員	栃 尾	知 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(7名)

教 育 部 長	高 橋 清
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	坂 卷 順 一
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	吉 野 高 明
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 圭 一
中 央 駅 前 地 域 交 流 館 長	中 嶋 広
生 涯 学 習 課 文 化 係 主 査	木 村 崇 史

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 代 敦 子
教 育 総 務 課 総 務 係 係 長	荒 川 由 弥
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査 補	浅 野 嘉 人

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長 ただいまより、令和3年第5回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長 本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、中央駅前地域交流館長、生涯学習課文化係木村主査及び教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長 それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長 本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

(教育長報告)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告からお願いいたします。

4月16日金曜日、令和3年度千葉県都市教育長協議会第1回役員会・定期総会が千葉市であり、出席をいたしました。

19日月曜日、第17回印西市新型コロナウイルス対策本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

22日木曜日、第1回家庭教育運営委員研修会が市役所であり、出席をいたしました。

24日土曜日、市民アカデミー入学式が文化ホールで開催され、出席をいたしました。

同日、スポーツ少年団委員総会が本埜公民館であり、出席をいたしました。

26日月曜日、臨時市校長会議が教育センターであり、出席をいたしました。

28日水曜日、第1回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたしました。

5月に入りまして6日木曜日、令和3年第1回教育委員会臨時会が市役所であり、出席をいたしました。

7日金曜日、第2回市校長会議が教育センターであり、出席をいたしました。

10日月曜日、市議会全員協議会が市役所であり、出席をいたしました。

同日、第2回市教頭会議が教育センターであり、出席をいたしました。

13日木曜日、関東地区都市教育長協議会第1回理事会がオンラインで開催され、出席をいたしました。

14日金曜日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をいたしました。

同日午後になりますが、学校・施設訪問ということで、初日になります。高花小、船穂小、船穂中、そして教育センターを視察してまいりました。新型コロナウイルス感染症の関係で昨年度は実施できておりませんでした。例年、年度初めに学校及び教育施設の訪問を私と部長、課長で行っております。今年は14日に1回目を、実施をいたしました。

17日月曜日、令和3年第2回印西市議会臨時会が市役所で開催され、出席をいたしました。臨時会の会期は17日のみでございました。

18日火曜日、印西市交通安全対策会議が市役所であり、出席をいたしました。

同日の午後になりますが、学校施設訪問2回目ということで、西の原

中、原山小、原山中を視察してまいりました。

24日月曜日、印旛郡市文化財センター第109回理事会が佐倉市であり、出席をしてまいりました。

26日水曜日、社会を明るくする運動青少年健全育成大会推進委員会が市役所であり、出席をいたしました。

そして、ただいま、令和3年第5回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

5月30日日曜日、第3回クラシック・ガラインざいが文化ホールであり、出席をいたします。

また、日にちははっきり決まっておりますが、令和3年度関東甲信越静教育委員会連絡協議会総会及び研修会千葉大会が、総会は書面開催となり、研修会については日にちがまだ決まっておりますが、動画配信となりますので、日にちが決まりましたらお知らせをいたしまして、教育委員さんにも視聴していただこうと考えております。

6月に入りまして1日火曜日ですが、第1回校長研究協議会が木刈小で開催されます。

4日金曜日、令和3年第2回印西市議会定例会が市役所で開催されます。会期は6月25日まででございます。

14日月曜日、千葉県都市教育長協議会会長及び副会長千葉県教育長訪問ということで、千葉市の県庁まで行ってまいります。

17日木曜日、令和3年第6回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

同日の定例会の後ですが、教育委員の学校訪問ということで、牧の原小、中央学校給食センター、滝野小、滝野中を視察していただこうと考えております。理由につきましては、牧の原小学校が教室を増築する予定であり、その状況を見ていただきます。併せて、滝野中学校も校舎を増築いたしますので、その状況等を見ていただきますので、よろしくお願いたします。

教育長報告については、以上でございます。

何かご質問ございますでしょうか。

栃尾委員。

栃尾委員

14日金曜日と18日火曜日学校訪問をされているのですが、その学校訪問の様子と、感想など何かありましたら情報共有していただきたいんですけれども。

教育長

年度初めに行う学校・施設訪問ですが、人事異動等で部課長が代わることもありますし、毎年状況が変わります。学校も職員の異動がありまして、昨年の状況と違いますので、年度初めに訪問させていただいて、校長先生から教職員の状況を伺います。それと、施設の状況で、何か困ったこととか改修工事を希望するようないかなどを伺いに

行く訪問でございます。細かくいろいろ学校ごとにより、ここではちょっと申し上げられないので、どうしてもお知りになりたければ、別の機会にお話しできるかと思えます。

以上でございます。

栃尾委員
教育長

分かりました。

そのほかどうでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長報告を終わります。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願います。

職務代理者
(報告第1号)
職務代理者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

報告第1号 臨時代理の報告について。

地方青少年問題協議会法第3条に規定する印西市青少年問題協議会委員の任命を、印西市青少年問題協議会条例第3条の規定に基づき、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項に規定する臨時代理により処理し、下記の者を任命するよう市長に申し入れたので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市青少年問題協議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を任命するため、市長に申し入れたものでございます。

今回任命した方は宮古莉菜さんで、印西市PTA連絡協議会からの選出でございます。任期につきましては、令和3年5月25日から令和5年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

(報告第2号)
職務代理者

日程第5 報告第2号 印西市学校適正配置審議会の諮問結果についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第2号 印西市学校適正配置審議会の諮問結果について。

印西市学校適正配置審議会に、印西市学校適正規模・適正配置基本方針の見直しについて諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明させていただきます。

別紙の印西市学校適正規模・適正配置基本方針の見直しについて(答申)をご覧ください。

3枚目、1ページをお願いします。

本方針案の見直しの趣旨でございますが、これまでの学校適正配置に係る統合の状況により、今後学校適正配置を進めるに当たって、平成28年10月に策定した印西市学校適正規模・適正配置基本方針における学校適正シミュレーションの見直しや、児童・生徒数及び学級数などの状況の変化に応じた学校適正規模の見直しを行うものでございます。

基本方針の改定に当たっては、学校適正規模の考え方や学校適正規模の在り方については当初の基本方針を踏襲することとし、見直しをいたしました。

基本方針の主な見直し内容につきましては、2ページ、3ページをご覧ください。

学校統廃合に伴う印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について反映したものでございます。

次に、4ページから6ページ、そして、10ページ、13ページにつきましては、児童・生徒数及び学級数を直近のデータに基づく学校の規模から、適正配置の検討対象校の見直しを行ったものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

本榊小学校の開校に伴い、本榊中学校の統合先を滝野中学校とし、通学距離が遠くなる地域については、より近い小林中学校または印旛中学校への学区外就学を柔軟に認め、本榊中学校の学校適正配置シミュレーションの見直しを行ったものでございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴 木 委 員

こちらの資料を見させていただき、確認しないと、答申のこの内容をそのまま異議なしとはいけない点が幾つかありまして、理由ですが、まず1点目といたしまして、10ページ、学校規模の状況というところで上から2行目ですけれども、令和2年度から令和8年度までの間にという形で書かれています。

こちら、今ご説明があったように、直近でというお話をされたんですけども、記憶に新しいところではありますけれども、私たち5月6日に

給食センターの整備基本計画ということで資料を頂きまして、そちらの今後の印西市小・中学校の児童・生徒及び学級数の現状と推移というこの表を見ますと、以前は平成30年度がピークだと言っていたものが、どうやら令和9年度だということで、そのことを受け、給食が不足するであろう、早急に対策を立てねばならないということで私たちもこの資料を頂いたんですけれども、そうしますと、こちら見させていただいたんですが、この前回の臨時会で頂いた資料を改めて見させていただいて、今回のその答申の内容と比較させていただきましたところ、特に注目すべきところが、滝野中学校に関しましては令和13年度、生徒数が一番ピークを迎えます。

これはあくまでも推移ということで、本当にこのとおりに推移するかどうかと言われてしまうと、それは信憑性がない部分も確かにあるとは思いますが、ただ、この今回の答申の内容は直近でということで、令和8年度までということデータを表として表していただいているのですが、それですとちょっと不十分なデータになりはしないかという懸念を感じました。そのあたりはいかがでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

お答えいたします。

ここで方針の中で示されている令和2年度から令和8年度までの間で、直近ということなんですけれども、もちろん推計はその後もちちらでもきちっと把握して、今後、人口の推移を見極めながら、委員が言われるように学校規模の状況を適切に把握していかなければいけないと考えております。

令和8年度までということで、その後その対応をどうしていくかということについては、今回の答申では令和8年度までなんですけれども、今後またその先を見越した推移を含めて、改めて検討していかなければいけないと考えております。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

この答申の内容、今回は前回の内容をほぼ、1ページのところに②の四角の中、一番最後の部分ですね。基本方針を踏襲することといたしますという文言があるんですけれども、先ほど私も説明しましたように、平成30年がピークだと思っていたのが令和9年度らしいということがあり、さらに令和13年度に、滝野に関しましてはピークを迎えるということをもう先読みをされているというのは、今の段階で、令和3年の段階で分かっている以上、これをそのまま踏襲するというのはいささか乱暴なのではないかなというのが私の意見です。このままの内容で推し進めていいのかということは、もう一度検討していただいたほうがよろしいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

踏襲するという文言につきましては、基本的な考え方について踏襲し

ていきますということですので、例えば児童・生徒数の変化、推移については今後も十分注視しながら、また対応については検討してまいりたいと考えています。考えそのものは踏襲していくということです。

以上でございます。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

引き続き同じところに引っかかってしまうのですが、16ページで先ほど本塾中学校のシミュレーションが現状から右側の統合後というところでお示しいただいております。ですが、先ほど申し上げましたように、令和13年度に滝野中学校が爆発的に人数が増えてしまうということを推しはかりますと、本塾中学校からさらに膨らんでしまう滝野中学校に生徒を送り込むのかという発想が私の中には浮かびまして、滝野中学校を受入先としてしまうのは、これまたいろんな問題が出てくるのではないかという懸念があります。そのあたりはいかがでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

この本塾中学校のシミュレーションにつきましては、これからの推移としましても、増築で教室数は足りていると。先ほどお話しいただいた、令和13年度についても現状の、増築も含めての教室で足りているという見込みでシミュレーションを立てております。また今後本塾中学校の生徒数のことも含めまして、再度この辺も検討の内容になってくると考えております。

以上でございます。

鈴木委員
職務代理者
鈴木委員
職務代理者

分かりました。

よろしいですか。

はい。

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員

栃尾委員。

今、増築で対応されるというお話が出ていましたが、分からないところがあるので教えていただきたいのですが、増築をすることで教室が足りるようになると思いますが、そもそも体育館とか校庭は、もともとの学級数に対応して面積が決められているのかなと認識していたのですが、そういった状況の中で、増改築することで、子どもの人数が増えて1人当たりの面積といいますか、そういうことが足りなくなるとか、過密状態になるとか、そういう影響というのは考えられているんですか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

今、子どもたちが活動する教室や運動場がありますが、1人当たりの面積というのは特段規定されていないと認識をしております、その中でも、やはりグラウンドは非常に広く子どもたちも活動する場所ですので、グラウンドに増築が及ばないように、配慮していく必要があると考えます。

栃尾委員

分かりました。

職務代理者
栃尾委員

続けてよろしいですか。

栃尾委員。

8ページ、9ページで少し分からないところがあって、この区分ですが、9ページの国の基準で、学校の学級数が12学級以上18学級以下を標準と記載されていて、その下に義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令も同じく数字が書いてあるんですけども、この国庫負担に関して、例えば、学校規模によっては国庫の補助金を受けられない場合があるということでしょうか。

職務代理者
教育長

教育長。

ご質問にお答えいたします。

学校の適正規模については国で決めている区分が2つありまして、学校教育法施行規則で12から18学級を標準としています。それと、もう一つ、これは施設の関係で、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律には、このように書いてあります。12から18学級までが標準ですというような意味合いです。国が学校の規模について記載しているのはこの2つだけです。

印西市として検討した結果、印西市の適正な規模は12から18学級ではなく、12から24学級までは適正に学校教育が行える、無理なく学校教育が行える規模と決めてあります。多分、全国的に見ても国に倣って12から18学級という自治体が多いのですが、都市部については12から18学級を標準としてしまうと、学校数がすごく増えますので、印西市と同じように24学級までを標準としているところも多いです。これは各自治体で決められることですので、24学級までとしています。

もう一つの理由は、ニュータウンに造られた、URが造った学校は、ほとんどが1学年3学級のところと、4学級のところがありますので、4学級の小学校では24学級教室があります。それを標準とみなしていくしかないという考え方です。ですから、補助金が出ないとか、そういうことではございません。

栃尾委員

なるほど。少し心配になりまして、もしこの範囲内で補助金が出ているとなると、施設設備にあたって、市単費による多額な予算執行とか、そういうことになりかねないということをお考えたら、例えば、学校適正規模の視点の中に①、②とありますけれども、この③というところの、やっぱり設備整備面からの視点というのが必要になってくるのではないかと考えたので、お尋ねしました。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。

もう一つ、この規模の考え方で教えていただきたいのですが、この大規模校というのが25以上となっています。私の記憶が間違っていたら、言ってください。31以上が過大規模校となっていたのではないかと私は認識していて、これを見ると、10ページ見ていただいて、その①、②の、特に①ですね。大規模校の中のほとんどがその基準に照らし合わせ

ると、大規模校の中でも過大規模校に位置づけられていると思っ
てしま
いまして、これを大規模校、21以上と大きくくくってしまったとい
うと
ころに何か理由があるのかどうかということと、もし私のその認
識が
間違っていたら、ご指摘していただけたらと思います。

職務代理者

それでは、暫時休憩させていただきます。

(14時30分)

(14時43分)

職務代理者

会議を再開します。

学務課長。

学務課長

先ほど栃尾委員からご質問があった部分につきまして、ご回答いた
し
たいと思います。

過大規模ということで、31学級以上ではないかということですが、
今
回の基本方針の見直しにつきましては、前回の平成28年度の基本
方針
の部分で過大規模という表現は使わずに、同じく25学級以上の
もの
を大規模校としておりますので、今回もそのように、31学級以上
であ
っても、大規模校としてこちらに示されているところでございま
す。

以上です。

職務代理者

よろしいですか。

栃尾委員

はい。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

ここからは、意見になります。

先ほど、この印西市の児童・生徒の人口の推移というものを
受
けて、令和2年の段階のものがもう適応しないような状態になっ
て
きているので、今後また新たに全体的なものを見直すというお
話
を伺ったのですが、今後ぜひ研究していただきたいといいま
す
か、視点として持っていたきたいものを私から意見として述
べ
させていただきたいと思いま
す。

8ページに、学校適正規模の視点ということで、①、②、教育
指
導上の視点、それから、学校運営上の視点ということで2点お
示
しいただいております。こちらだけではなく、ぜひ安全面です
と
か、防災面ですとか、そういった視点からも学校の適正規模
と
いうものをお考えいただ
く、お示しいただく視点として持っていただけたらと思いま
す。

令和元年、令和2年頃には恐らく想定していなかったこの
コ
ロナ禍という問題が入ってきたことによって、児童・生徒の
ソ
ーシャルディスタンスの問題、過密にならないような状態
で
授業が受けられること、運動ができること、そういったこと
も
今後は必要になってくると思いま
す。また、大規模校に関しましては、体育館の利用の頻度
や、
校庭での遊びや体育の授業での利用できる頻度、そういった
も
のもやはり安全にできるのかということも視点として持
っ
ていただけたらと思いま
す。

これは、防災面が特にそうなのですが、災害はいつ起こるか分かりません。本当に夏のすごく暑いときかもしれませんし、または大雨のとき、台風のとき、雪が降っているとき、いつ何どき地震が起こるかも分からない。もしかしたら、校舎が火災に遭うかもしれない。そうしたときに、児童・生徒が安全に避難できる場所の確保というものを考えた、そういう防災というものを基本に置いた安全面、安心という視点から捉えて、学校の適正規模というものを考えていただきたいという、これは私からの意見です。よろしく願いいたします。

職務代理者
学務課長

学務課長。

お答えしたいと思います。

今、委員からご意見がありました。安全と防災については今後やっぱり大事な視点だと思いますので、検討したいと考えております。

以上でございます。

職務代理者

その他。

栃尾委員

栃尾委員。

私から、一言申し上げたいのですが、こういう統合を検討するにあたって、子どもを最優先に考えるということは、私もそれは重要だと考えているのですが、小規模校に、実際にちょっと足を運ばせていただき、見せていただいたんですが、こういう適正化でこの小規模対策に取り組む校区というところでは、やはり子育て世代が減少して、世代交代がうまくいっていなかったり、じわじわと過疎化が進んでいる状況なのかなというふうに思いました。

こういう状況で今後統合を進めたところで、また近い将来その学校は小規模化して、統合を繰り返すような形になっていくのではないかと思います。私は今、大規模校の校区に住んでいるのですが、その小規模校だったり、過小規模校の様子を見ていて、本当に人ごとじゃないと、いつか自分の街にもこういう状況が来るのではないかと、何か自分たちの街の未来を見ているような感じになっています。

やっぱりこういう本質的なものに手をつけないで、適正規模・適正配置を、今後教育委員会の中で進めていくのは限界があるのではないかと私は思っています、やっぱりそろそろ印西市全体の課題と捉えて、市長部局と連携して、一緒に解決に向けて共に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。先ほど鈴木委員がいろんな視点をおっしゃっていただきましたけれども、それに私の意見として付け加えさせていただけるならば、まちづくりなど、印西市全体的な視点ということも、やっぱり今後は重要な視点かと思っているので、考えていただきたいと思っています。

以上です。

職務代理者

その他、質疑はありませんか。ご質問、ご意見、よろしいですか。

寺田委員。

寺田委員

これは私の個人的に相談を受けている問題があるんですけども、船穂小学校を閉校しない方法はないかという、一部の人たちが署名運動を起こしているらしいと聞いているのですが、大規模の小倉台小学校から船穂小にスクールバスなどを出して通ってもらえることができないかと。そうすることによって、船穂小も存続を可能にできないかという考えでアンケートを取っているらしいです。

それが、シミュレーションによるとそういう問題ではなくて、高花小に統合してもらおうというシミュレーションしか書いていないんですが、一部、小倉台小関係の人にアンケートを取ったという話も聞いているので、その辺のところは検討する余地があるかないかだけお話ししていただきたいのですが。

職務代理者
学務課長

学務課長。

それでは、お答えさせていただきます。

現状としまして、船穂小学校につきましては、小規模校として適正配置の課題が大きいものと認識はしております。その存続ということにつきましては、いろいろな、例えば特認校制度とか、あるいは、そういった大規模校からの希望者の児童を小規模校、船穂小にという話は耳にはしておるんですけども、実際に例えばスクールバスを利用して、どれだけの人数が実際に船穂小に来るのかというのは、なかなか今のところは、読めない状況であります。ただ、今後もそのことも含めまして検討をしていく1つの資料というか、ご意見として伺いたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者

よろしいですか。

寺田委員。

寺田委員

必ずしも小倉台小学校から強制的に船穂小に行ってくれということとはできないと思うので、その辺は保護者の方々の希望があるかどうかということも鑑みてやることになると思うのですが、私個人的にはなかなか難しいとは思っています。

一部の人には、小倉台へ移りたいという人はいるでしょうけれども、やはりニュータウンに住みたいと行って来て、その人たちが学力向上のために良い学校に行きたいと。競争力もある学校へ行きたいという人のほうが多いでしょうから、それが小規模校に行って、果たして子どもの成長に役立つかどうかということは、保護者は非常に考えるのが難しい状態になると思うので、だから、果たして可能かどうかは分かりませんが、そういう運動があるということだけは学務課として念頭に入れてもらうのも1つかと思い、意見させてもらいました。よろしくお願ひします。

職務代理者
学務課長

学務課長。

小倉台小学校にもアンケートを取って、スクールバスを出すのであれ

寺田委員
職務代理者
教育長

ば、船穂小学校に通うということはお考えにあるかということ、実際には聞いているんですが、実際にはそういうように回答された方もいらっしゃるんですが、先ほども申し上げたとおり、実際に、希望して通うかといったら、またそれは違う問題でもありますし、あるいは、それが何年かそういうように継続して、通う子が安定するかといったら、そこもなかなか難しい課題でもあると考えていますが、そういったことも含めまして、いろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

教育長。

今、学務課長が検討すると言いましたが、検討の余地がありません。1つは、私が今、個人的に考えていることですが、アンケート調査を小倉台小学校の保護者にしました。船穂小の保護者の会の方たちから、リモート説明会の中で、どうしてもアンケート調査をしてほしい、来たい人がいるかもしれないということで。これは実は過去に永治小学校、本埜小学校、本埜第一、第二、宗像小学校でも全く同じことを言われるんです。

今まで、学校の適正配置をやってきた一番の理由が、学習していくのに適正な人数の学級をつくりたいということでやってきました。例えば、どこの学校でもそうだったのですが、100人ぐらい集まるのであれば、小規模特認校という制度も考えてもいいと思うのですが、それはあり得ないんです。

全国的に、大体どこの地区でも10人前後、10人以下のところも多いのですが、10人来てもらったところで、適正規模にならないのです。しかも、どこの地区でもバスは出しておりません。自力で、保護者の送迎で安全に通える場合のみ、弾力的に認めていくということをやっているのですが、今、船穂地区の方々が要望しているのは、バスを出してほしい。船穂小に行ってもいいと言った方は13名。13名が船穂小に行ったところで、まず適正規模にならない。それと、小倉台小の大規模化は解消されない。だから、やるべきではないんです。これは、行政側のメリットですけれども。

お子さんにとっては、小規模の自然豊かなところの学校のほうが学びやすいという方もいらっしゃいます。今、そういう視点も実は考えていかなければいけないとは思っていますが、今、市のこの方針でやっている適正規模・適正配置の方針は、あくまでも学習していく、まして、今までと違った学習の仕方です。

意見交換をお友達としながら、多様な意見を聞きながら、自分たちで学習方法を見いだして、答えを導き出すという学習をしていく中で、学級でやはり数名ではそういった活動ができませんので、国の方針に従ってやっていくためには、やはり1学級の中で20人ぐらいの子どもがいてほしいということでやっておりますので、そういった視点でやっていく

と、今回のように小倉台小からバスを使って船穂小に行っていただくということは検討する余地がないと考えています。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員

鈴木委員。

今、教育長も個人的な見解という前置きをされてお示しいただいたのですが、ここからは私も個人的見解として少しお話をさせていただきたいのですが、そもそもの学校適正規模の考え方というところで、8ページに①教育指導上の視点というところに、クラス替えができ、人間関係が固定化・序列化しないようにすることということが示されています。これが市の方針として、ああ、確かにそのとおりだと納得するところもあるのですが、ここからが私の個人的な考え方です。

つい最近、5月19日付の千葉日報のスポーツの欄に本埜中学校出身の専大松戸高校に進んだ生徒、成田高校に進んだ生徒、陸上で、走り幅跳びで記録を出し、たまたまなんですけど、本埜中学校出身の生徒が並んで千葉日報に掲載されていました。ご存じのとおり、本埜中学校、生徒数がすごく少ないです。その生徒が小学校時代に、本埜第二小学校出身の子と、本埜第一小学校出身の子でした。

果たして、クラス替えができないこととか、切磋琢磨できないということが、その子のその後の人生に一体どれだけの影響を及ぼすのかということを考えると、私の個人的な考え方では、それほど大きな影響はないのではないかという考えに至りました。そのすばらしい成績を収めた生徒たちが証明してくれたような気がしています。

もちろんクラス替えができること、人間関係が固定化しないこと、序列化しないこと、これは本当に大切なことです。ですので、今後もこういったことを鑑みながら、市の方針をお示しいただくのは大変よろしいかと思えますけれども、ただ、適正配置・学校適正規模というものを、やはり多角的な視点からお考えいただいて、これに固執することのないように、次の基本方針の見直しの際には、多角的なことが反映されるようにぜひお願いしたいと思えます。これは私の個人的な見解です。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑はありますか。

栃尾委員

栃尾委員。

今、鈴木委員の話を聞いていて、私もふだんから思っていたことがあったので申し上げたいと思えますが、小規模校のデメリットとされているものが果たして本当にデメリットなのか、もう一度考えてみる必要があるのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症の影響であったり、いろいろな社会の価値基準というものがどんどん変化していつている中で、人の価値基準というのもどんどん変わってきています。

特に、先ほど鈴木委員もおっしゃっていましたが、人間関係を

相互評価と固定すると、問題もあるのでしょうか。ですけれども、裏を返せば、安定した継続的な人間関係が安心感となって、子どもたちの成長にとって必要なこともあるのです。そういったことを考えると、やはり多面的というかそういう、鈴木委員がおっしゃったような視点というのも大事だと私も思いました。

それから、いろいろな問題がたくさんあると思ったのですけれども、やはり問題というのは直線的思考で考えたりするのではなくて、やはりもうちょっと多面的な視点であったり、あと、問題をもう少し円環的に捉えてみたり、あと、指向性もあります。対照的な視点だったり、戦略的な視点だったり、創造的な視点。解決方法にもいろいろな視点があると思うのです。

やっぱりそういういろいろな視点で物事を見ていかないと、これから先のいろいろな難しい、自分たちでも思っていないような予測不可能なことが起こってくるわけなので、本当、直線的な物事の見方というところだけはないように、多分、皆さんだったら大丈夫だと思うのですけれども、一応、自分の意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

職務代理者
寺田委員
職務代理者

その他、いかがですか。よろしいですか。

結構です。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

(議案第1号)

職務代理者

日程第6 議案第1号 令和3年度教育費補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第1号 令和3年度教育費補正予算について。

令和3年第2回印西市議会定例会に提出する令和3年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、概要についてご説明いたします。

次のページの議案第1号 令和3年度教育費補正予算(令和3年第2回印西市議会定例会)の資料の1ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。15款国庫支出金の増、16款県支出金の増及び市債の増を合わせまして、歳入予算の総額を1億616万1,000円を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。9款教育費の1項教育総務費の増、2項小学校費及び3項中学校費の財源内訳の変更、6項保健体育費の増と合わせまして、

歳出予算の総額を56万7,000円増額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業について、複数年にわたり長期契約でございますことから、債務負担行為を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

教育総務課長。

それでは、議案第1号審議資料をご覧ください。

歳入でございます。1-1ページ上段をご覧ください。

15款1項3目1節小学校費国庫負担金、公立学校施設整備費国庫負担金でございます。7,456万3,000円を増額するものでございます。補正理由につきましては、牧の原小学校校舎増築工事の国庫負担金申請に伴い、負担金が増額となったためでございます。

続きまして、下段をご覧ください。

15款2項5目中学校費国庫補助金でございます。学校施設環境改善交付金でございます。1,224万3,000円の増でございます。増額の理由でございますが、原山中学校改修工事の学校施設環境改善交付金の申請に伴い、交付金額が増加となったためでございます。

指導課長。

それでは、1ページの2、上段をご覧ください。

指導課でございます。15款2項5目1節小学校費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金307万2,000円の増額補正でございます。補正理由につきましては、ICT支援員業務委託のうち、公立学校情報機器整備費補助金(令和3年度GIGAスクールサポーター配置促進事業)の対象となるGIGAスクールサポーターに係る業務について、当該補助金を活用するものでございます。

続きまして、その下段をご覧ください。

15款2項5目2節中学校費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金153万6000円の増額補正でございます。補正理由につきましては、小学校費国庫補助金と同様でございます。

次に、1-3の上段をご覧ください。

16款3項4目1節教育費委託金、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金21万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、県内でオリンピック・パラリンピック教育の推進を図るため、県からの委託を受け、教育推進校においてオリパラ教育を実践するものでございます。教育推進校は平賀小、いには野小、印旛中、委託期間は委託契約締結日から事業が終了する日または令和4年1月31日まで、委託経費は推進校1校当たり7万円を上限でございます。

以上です。

教育総務課長。

職務代理者
教育総務課長

職務代理者
指導課長

職務代理者

教育総務課長

では、1-3ページ下段をご覧ください。

22款1項3目1節学校教育施設等整備事業債でございます。6,710万円の増額をするものでございます。増額の理由でございますが、牧の原小学校校舎増築工事の国庫負担金の申請に伴い、起債額の見直しを行うものでございます。

以上でございます。

続きまして、1-4ページをご覧ください。

22款1項3目1節学校教育施設等整備事業債でございます。2,200万円の増額を行うものでございます。補正の理由でございますが、原山中学校改修工事の学校施設環境改善交付金の申請に伴い、起債額の見直しを行うものでございます。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

では、続きまして歳出でございます。1-5ページをご覧ください。

9款1項3目教育研修指導費、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、総額で21万円の増額補正でございます。内訳は、7節報償費11万円、10節需要費文具、諸用紙代5万円、そのほか雑用品費5万円。補正理由につきましては、先ほど歳入でご説明したとおりでございます。

続きまして、1-6をご覧ください。

9款6項3目牧の原学校給食センター事業、35万7,000円の増額補正でございます。補正理由につきましては、令和3年度3月実施の消防用設備点検で不良指摘があった箇所について、できるだけ早急な修繕を要するためでございます。

以上です。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

1-7ページの債務負担行為の補正についてご説明する前に、千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業の事業期間及び整備についてまずご説明したいと思います。

第4回教育委員会定例会におきまして、(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業につきまして、新施設の概要や1号館の改修内容、供用を開始する令和7年度までのスケジュールなどご説明させていただきましたが、今回補正予算で令和3年度から令和26年度まで債務負担行為を設定いたしますが、それに伴う整備事業全体の事業期間についてご説明いたします。

こちらの審議資料の次のページに、補足資料という資料がA4で1枚ございますので、そちらをご覧ください。

まず1、事業期間でございますが、事業契約締結日から令和27年3月31日まででございます。

次に、2、事業スケジュールでございますが、資料中の(1)をご覧ください。

新施設及び1号館につきましては、令和4年度から令和6年度まで設計と建設を行い、1号館につきましても併せて一部改修を行う予定です。新施設及び一部改修後の1号館につきましては、令和6年12月末の引渡し、令和7年4月1日の供用開始を予定しており、維持管理業務及び運営業務は供用開始から令和27年3月31日まででございます。なお、1号館の一部改修は、1号館を運営しながら実施する予定でございます。2号館につきましては、新施設及び1号館の供用開始日まで運営を続け、これらの施設の供用開始日に機能を移管することから、2号館の解体工事は新施設及び1号館の供用開始後に着手することとなります。

交差点及び敷地内道路の整備は2号館解体後に着手することとなりますので、令和8年4月1日の供用開始を予定しております。

また、民間施設につきましては、建設工事着手時期は民間事業者の提案によるものでございますが、運営も含めた事業終了期間は公共施設の維持管理・運営に合わせて令和27年3月31日までとしております。

次に(2)、表ですが、今ご説明いたしましたスケジュールの内容を表にしたものでございます。本事業につきましては、PFI事業手法により、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営までを一括して発注するもので、新施設の設計・建設を令和6年度に行い、1号館を一部改修し、新施設の供用開始後は2号館の解体、交差点・敷地内の道路整備となります。

スケジュールの説明は以上でございます。

先ほどの補正予算の審議資料の1-7ページにお戻りください。

債務負担行為補正予算でございます。事項は(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業でございます。債務負担行為を必要とする理由は、今回の整備事業では、PFI事業により民間事業者が設計・建設・維持管理・運営までを一括して発注するもので、複数年にわたる長期契約であることから設定するものでございます。債務負担行為の限度については、期間は令和3年度から令和26年度、金額総額は92億1,538万9,000円でございます。年度区分につきましては、表に示しているとおりでございます。

本事業につきましては、本年度末に事業契約を締結いたしまして、令和4年度から令和6年にかけて新施設の設計及び建設、1号館の改修工事を行い、令和7年度当初に施設を供用開始した上で、事業対象地内の市道整備等を行う予定でございます。なお、施設整備費の財源として、国庫支出金、地方債を見込んでおりまして、これら財源に充当する年度については当該の充当額を一括払いし、令和7年度から令和26年度までの20年間において、残る施設整備費と維持管理運営費を平準化して負担するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員	<p>鈴木委員。</p> <p>1-5なんですけれども、指導課長にお伺いたします。オリンピック・パラリンピック、オリパラ教育で、こちら講師謝礼とありますが、講師は一体どのような方で、どのようなことを実施する予定なのか、決まっている範囲で結構です。お教えいただけませんか。</p>
職務代理者 指導課長	<p>指導課長。</p> <p>講師の令和2年度実績でよろしいでしょうか。今年度もそれで打診しておりますが、まだ確定はしておりません。令和2年度は新型コロナウイルスの影響でなかなか実施が、後になってしまったのですけれども、その中でできたものとしましては、スポーツプロジェクトで車椅子バスケットボールの体験、それから、あとはボッチャが多いですね。昨年度はそのような形で、ただ、順天堂大学が印旛中、平賀小、それからいには野小の要請で来ていただいていたので、令和2年度に関しては今お話ししましたようなパラスポーツを中心に、特に順天堂大学の教授と、学生さんの協力を得てという形での実践になります。</p> <p>令和3年度についても、計画の中ではパラスポーツを中心に希望を今出しているという状況でございます。</p>
鈴木委員 職務代理者 各委員 職務代理者	<p>分かりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>私から生涯学習課長に、この中央駅圏の複合施設、長期期間にわたるようなんですけれども、最終的には民間事業委託という形で計画をされているのですが、実際にこの状況を見ますと、大分長くかかるのに多少の疑問点が出てくるんですが、一般的にこういうような形でほかの他市町のところでは行われているのか伺います。</p>
生涯学習課長	<p>生涯学習課長。</p> <p>今回、先ほどご説明しましたが、こちらの整備事業はPFI事業に基づく特定事業の手法でございまして、設計、建設から管理運営までを行うということで、長期の事業計画期間というのがPFI事業の特徴となっております。</p> <p>同じ年数といたしましては、他市の状況ですが、習志野市ですとか、埼玉県の和光市ですと20年、香取市の施設ですと15年ということがあります。</p>
職務代理者	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
指導課長	<p>指導課長。</p> <p>すみません。先ほど鈴木委員からのご質問で、車椅子バスケットボールを実施したと申し上げたのですが、車椅子バスケットボールは計画はしていたけれども、実施はできませんでした。ただ、今年度の計画の中にそれは入っています。申し訳ありません。</p>

鈴木委員
職務代理人

分かりました。
それでは、よろしいですか。
これで質疑を終わります。
議案第1号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理人

異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
ここで少し休憩を入れたいと思います。3時35分まで休憩といたします。

(15時25分)

(15時35分)

職務代理人
(議案第2号)
職務代理人

それでは、再開いたします。
日程第7 議案第2号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長。

議案第2号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。議案第2号の審議資料をご覧ください。

2-1ページ、1、改正の要旨でございますが、(1)中央駅前地域交流館が行う事業として次の3つの事項を加えるものです。ア、市民の生涯学習活動の機会の提供に関する事、イ、市民の文化芸術活動の機会の提供に関する事、ウ、図書館資料の貸出しに関する事。これらは、新施設内に整備する新たな機能を追加し、1号館と一体的に運営していくこととしたためでございます。

(2)指定管理者による管理、指定管理者の指定等に関する規定を加えるものです。これは、新施設及び中央駅前地域交流館を管理するとともに、貸し館等の運営を指定管理者に行わせるものとしたものでございます。

(3)中央駅前地域交流館の施設に、芸術ホール関連諸室、バンドスタジオ、アートギャラリー等を加え、既存諸室を整理いたしました。これに伴い、各諸室の利用料金の上限額を定めるものでございます。

(4)その他所要の改正に伴うものでございます。

2、改正の理由でございますが、今回の条例改正の経緯ですが、(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業により整備する複合施設につきましては、中央駅前地域交流館と一体的に整備し、管理を行うこととしております。また、中央駅前地域交流館の事業を拡充し、施設の管理を指定管理者に行わせることとしたため、本条例の改正が必要となったものでございます。

続きまして、3、施行期日等ですが、(1)施行期日は施設の供用開始予定である令和7年4月1日としております。ただし、附則第2号の規定は公布の日としております。この附則第2号につきましては、次の記載の(2)準備行為でございます。改正後の本条例の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他、この条例を施行するために必要な準備行為を、条例の施行前においても行うことができるものとするものでございます。

(3)経過措置として、新条例の規定はこの条例の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によるものとしております。

続きまして、改正の詳細につきましては、4、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第1条につきましては、地方自治法を以後の条文において「法」と記すための改正でございます。

次に、2-2ページ、第4条ですが、新施設と中央駅前地域交流館を一体的に運営することとしているため、第3号の「児童の健全な遊びの場の提供に関する事」及び第4号の「乳幼児の保護者及び妊産婦に対する子育て支援に関する事」については新施設内に整備するため、本条例から削除しております。また、新たに整備する施設内には芸術ホール機能、アートギャラリー機能、図書の貸出し窓口機能等を整備し運営していくこととしたため、第3号に「市民の生涯学習活動の機会の提供に関する事」を、第4号に「市民の文化芸術活動の機会の提供に関する事」を、第5号に「図書館資料の貸出しに関する事」を追加するとともに、号及び字句の整理を行うものでございます。

第5条から第12条までは、指定管理者に関する規定を追加するものでございます。

第5条は、施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定しております。

第6条は、指定管理者が行う業務を規定しております。

第7条は、指定管理者の指定に関する事について規定しております。

次に2-3ページ、第8条は、指定管理者の指定等に関する事項を規定しております。

第9条は、指定管理者に対する事業報告書の作成及び提出義務を規定しており、2-4ページ中段の第10条は、指定管理者に対して業務報告及び実地調査等を行うことができる旨を規定しております。

第11条は、指定管理者が提出した第7条による申請内容に変更が生じた場合の規定でございます。

2-5ページ、第12条は、指定管理者の指定の取消しについて規定しております。

続きまして、第13条につきましては、開館時間を午前9時から午後9時までと変更するもので、また、教育委員会の承認を得てこの時間を変更できる旨を併せて規定するものでございます。

第14条につきましては、休館日において改正するもので、祝日と重なった場合の振替規定を変更するものでございます。なお、祝日も開館することとしているため、第2号に規定していた国民の祝日に関する法律に関する休日を削除しておりますが、これにより、年始休館日を1月1日からに変更しております。その他、号及び字句の整理を行うものでございます。

2-6ページ、第15条から第18条の字句の整理につきましては、指定管理者による管理運営となる関係で、教育委員会を指定管理者に、使用を利用に改めるものでございます。なお、第16条第5号につきましては、営利目的の使用制限を明確にするものでございます。

続きまして第19条ですが、利用料金に関する規定でございます。指定管理者での管理運営となりますことから、利用料金制を導入し、利用料金は指定管理者の収入とするもので、内容を項に規定しております。また、利用料金の金額につきましては、第1項及び第3項に規定していますように、条例の別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとしております。また、第2項において、市外利用者における割増しについて規定しております。

2-9ページから2-10ページにかけては、別表第1の利用料金表をご覧ください。

まず、室名欄ですが、新施設に整備する芸術ホールやバンドスタジオ等を追加するとともに、既存の1号館の改修による諸室の変更をしております。また、金額につきましては、施設運営に係る人件費や維持管理費等を基に、各部屋の面積に応じて算出しております。

続きまして、2-7ページに戻っていただきまして、第20条の減免に関する規定でございます。市の附属機関及び国及び地方公共団体が市に係る事業を行う場合も減免対象とするよう明確にするものでございます。そのほか、号、字句の整理を行うものでございます。

2-8ページ、第21条の還付及び第22条の損害賠償につきましては、字句の整理を行うものでございます。

第23条につきましては、指定管理者に対する秘密保持義務を規定する

ものでございます。

第24条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができない場合の教育委員会による管理について規定したものでございます。

附則につきましては、先ほどご説明いたしました施行期日、準備行為、経過措置となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
職務代理者

日程第8 議案第3号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第3号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明させていただきます。

審議資料をご覧ください。

改正の要旨につきましては、準要保護児童生徒等の世帯員の所得額について、給与所得または公的年金等所得がある者の場合は、当該所得額から10万円を控除した額(ゼロ円未満の場合はゼロ円)とするものでございます。

次に、改正の理由でございますが、平成30年度の税制改正における所得課税の見直しにより、令和3年度分の所得税から給与所得控除及び公的年金等控除が一律10万円引き下げられることとなりました。これにより、所得額は従前の額より10万円高い額となり、準要保護児童生徒の認定に不利益を生じることから、従前と同じ額を算定するよう本改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和3年7月1日でございます。

職務代理者 各委員 職務代理者	<p>なお、改正の詳細につきましては4、新旧対照表をご覧ください。 説明は以上でございます。</p> <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ありません。 よろしいですか。 質疑なしと認めます。 議案第3号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理者 (議案第4号) 職務代理者	<p>異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9 議案第4号 印西市就学指導委員会委員の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。</p>
指導課長	<p>議案第4号 印西市就学指導委員会委員の委嘱について。 印西市就学指導委員会委員を印西市就学指導委員会条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。 令和3年5月26日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 では、ご説明いたします。 本件は、表中11名の委員を委嘱するものでございます。任期につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年でございます。 なお、1番、2番、3番、4番、5番委員は、教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給するものでございます。 説明は以上でございます。</p>
職務代理者 各委員 職務代理者	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ありません。 質疑なしと認めます。 議案第4号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理者 (議案第5号) 職務代理者	<p>異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10 議案第5号 第2期印西市教育振興基本計画【令和4年度～7</p>

教育総務課長

年度】策定方針についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第5号 第2期印西市教育振興基本計画【令和4年度～7年度】策定方針について。

第2期印西市教育振興基本計画【令和4年度～7年度】策定方針を別紙のとおり定める。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1、計画策定の趣旨でございますが、現在の印西市教育振興基本計画が令和3年度をもって満了を迎えることから、令和4年度から令和7年度までの4年間に取り組むべき施策等を示す印西市の教育振興施策に関する基本的な計画として、第2期印西市教育振興基本計画を策定するものでございます。

次に2、計画の位置づけでございますが、教育振興基本計画の策定につきましては、教育基本法第17条第2項において、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められております。

本計画は、国及び千葉県の教育振興基本計画の内容を参酌するとともに、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ、市長が策定した印西市教育大綱を尊重するものいたします。また、本計画の策定及び推進に当たっては本総合計画をはじめ、各分野別計画との整合性を図ることいたします。このことにつきましては、下に関係図を記載してございます。

次に、裏面をご覧ください。

3、計画策定の視点でございます。(1)国、県の「教育振興計画」を参酌する、(2)第1次基本計画(令和3年度～令和7年度)の基本的フレームを踏襲する、(3)時代背景、子どもたちを取り巻く諸情勢・課題を把握し、反映させる、(4)前計画による取組の成果と課題を踏まえ、改定する、(5)市民満足度・重要度調査の結果や、総合計画策定時の市民意見等、市民の意見を反映させる、(6)SDGsや新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて策定するいたします。

次に、4の計画の期間でございますが、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画の期間といたします。

次に、5、計画の対象でございますが、本計画は本市の教育行政に係る基本的な計画であり、学校教育、生涯学習、文化芸術分野を包括するものいたします。

次に、6、策定体制でございます。(1)庁内組織(庁内検討会・作業部

会・事務局)。前計画における事業の成果、課題等を検証、関連する各種計画との整合を図り、令和2年度市民満足度・重要度調査の結果や総合計画策定時の市民意見等を勘案して、草案を作成いたします。(2)教育振興基本計画策定委員会。草案を精査し、学校教育、生涯学習、文化芸術の各見地から提言をします。(3)教育委員会。教育振興基本計画策定委員会の提言と市議会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、本計画を決定するといたします。このことについて、イメージ図を記載してございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

なお、現時点での策定スケジュールにつきましては別紙の表をご覧ください。教育委員会の皆様には、12月の教育委員会定例会で計画案をご説明し、その後、市議会への説明、市民意見公募を経て調整したものを1月の教育委員会定例会でお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)
職務代理者

日程第11 議案第6号 印西市立幼稚園のあり方に関する方針の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

では、議案第6号 印西市立幼稚園のあり方に関する方針の策定について。

印西市立幼稚園のあり方に関する方針を別紙のとおり定める。

令和3年5月26日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明させていただきます。

まず、前回の定例会で印西市立幼稚園の今後の対応について、市立幼稚園の現状についてご説明させていただきました。今回は、さらに本市の公立幼稚園の在り方について方針案をまとめましたので、お諮りさせていただきます。

それでは、別紙資料、印西市立幼稚園のあり方に関する方針(案)をご覧ください。

まず、方針策定の背景と目的につきましては、現在、市立の瀬戸幼稚園、もとの幼稚園は園児数が減少傾向にあり、市として幼稚園の役割や在り方を見直すとともに、よりよい幼児教育の教育環境の構築を図るために本方針を策定するものでございます。

次に、公立幼稚園の果たす役割としましては、まず、幼稚園教育として一定の集団による遊びの楽しさを味わい、集団の中で子ども同士が相互に影響し合い、一人一人が子どもの発達に沿った必要な経験が得られ、主体性や社会性を育む幼児教育の環境が望ましいものと考えております。さらには、本市の公立幼稚園では、私立幼稚園では受け入れ難い、受入れが難しい、特別な支援を必要とする園児を可能な限り受け入れている現状からも公立幼稚園のニーズはあり、公立幼稚園としての果たす役割はあるものと考えております。

では、このような中、公立幼稚園の現状としましては2ページをご覧ください。

これまでの公立幼稚園の経緯を申し上げますと、平成22年の合併以降、平成29年4月に大森幼稚園、大森保育園及び木下保育園を統合した幼保連携型認定こども園が開園し、それに伴い大森幼稚園が閉園し、平成29年3月に休園中であった岩戸幼稚園も閉園しました。

そして、公立幼稚園の推移としましては3ページ、表1にございますが、瀬戸幼稚園、もとの幼稚園ともに年々園児数が減少しております。表2にありますように、幼稚園、保育園の施設数の推移を見てみますと、公立幼稚園2園と私立幼稚園6園の施設数の増減はありませんが、保育園の施設数を見てみますと、公立保育園は5園で増減はありませんが、私立保育園は平成29年16園であったのが年々増加し、令和3年には31園と約2倍に増加しております。

これらのことを鑑みますと、公立幼稚園の園児が減ってきている理由としては、令和元年度の保育料の無料化、そして、公立幼稚園では行っていない預かり保育や保育時間の長い保育園に入園者が増えていることが考えられます。核家族化、共働きの子育て世代の保護者には、やはり子どもを預かってくれる施設を求めているものと考えております。

また、公立幼稚園の施設の状況を見ますと、瀬戸幼稚園は園舎が築35年以上を経過しており、遊具についても老朽化が著しく、施設全体の維持が難しい状況になっています。また、もとの幼稚園は築20年以上経過し、老朽化が進行しており、令和8年をめどに保全改修を行うこととしております。

以上の現状から、4ページ、公立幼稚園の抱える課題としましては、園児数の減少により、特に瀬戸幼稚園に当たっては、今後一定の集団による教育環境の維持が一層難しくなることが予想されます。先ほども述べましたが、園児減少の一因として、私立幼稚園の行っている預かり保育により、保護者のニーズに応じたサービスの提供があると考えられま

すが、人員、財源の確保に課題がございます。また、施設や運営に関する課題としましても、老朽化した施設については大規模改修等の対応や、運営についても市の負担が大きくなり、その財源の確保が難しい状況にあります。

これらのことを踏まえ、今後の公立幼稚園の在り方としましては、効果的かつ効率的な公立幼稚園の運営を図るためには、公立幼稚園2園をもとの幼稚園1園に集約し、施設設備費や運営費のコストを抑えるとともに、よりよい教育環境を維持していくことが必要であると考えます。

なお、令和2年3月に策定されました印西市公共施設適正配置アクションプランにおいても、瀬戸幼稚園ともとの幼稚園の集約化を検討する方向性は示されております。また、今後は預かり保育や時間外保育を行っている私立幼稚園や保育園への保護者のニーズの高まりから、将来的には段階を踏んで、私立幼稚園や保育園に幼児教育の役割を移行することも検討してまいります。

そこで、今後の公立幼稚園の集約化につきましては、集約化の予定時期を令和6年4月1日として準備を進めてまいりたいと考えております。また、集約化を進めるに当たっては、保護者、地域の方への説明は丁寧に行っていくこととしております。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員

栃尾委員。

これを見させていただいて、また施設がなくなる寂しさもありますが、幼稚園というのは、これを捉える上で、私として何を考えなければいけないのかと考えると、幼稚園というのは文科省が統括する教育機関ですけれども、義務教育ではないという点と、通わせるのは保護者の自由というところもありますし、あと、自分が思っていることですが、基本的には民間でできることは民間でと、本来、民間でできないことを行うのが行政の仕事かなと私は思っている、そういう視点と、あと、公立と私立の財政負担の公平性であったり、そういうところをいろいろ考えると、集約も致し方ないとは思いました。

ですが、一応、もしこの先集約された後、将来的に私立幼稚園やほかの保育園に幼児教育、保育の役割を移行すると検討されるにあたって、1点お願いというか、意見させていただきたいのですけれども、3ページのもとの幼稚園の令和3年度の合計223名通われています。表現の仕方が間違っていたら言ってほしいのですが、これだけ、令和3年度は42の競合施設がある中で、もとの幼稚園に223名通われているんです。一体何の魅力があるんだろうと。

もちろん、公立のよさというのは(3)の公立幼稚園の施設の状況の中にも、公立幼稚園はそれぞれの地域の実情に合わせた運営を行っているとか、幼稚園勤務の年数が比較的長く、豊富な知識と経験を有する教員

がいることとか、積極的に幼児教育の研究活動等を行うなど、幼児教育の充実に努めていると。これが、公立幼稚園の価値というか、魅力の一つになっているのですが、それは瀬戸幼稚園でも同じだと思うのです。

その中、なぜ競合施設があるにもかかわらず、これだけの園児が通っているのか。一体何か特別なサービスが行われているのか、もしくはその環境に価値があるのか。幼児教育をする環境に価値があるのか、私は知りたいというのと、いずれ検討されるにあたって、そこは調査する必要はあると思うので、ぜひ、こういった価値観を持っている保護者の方が、どういう希望を持ってここへ子どもを通わせているのか、調査していただきたい。そして、今後の検討材料にしていきたいと思っています。

以上です。

学務課長。

職務代理者
学務課長

魅力そのものはお子さん、またはその保護者が感じている部分であると思いますので、そういった保護者の方々の意見も、幼稚園の評価等も取っておりますので、その中で保護者が求めている要望も十分に把握していきたいと思います。保護者の思いというものも十分に受け止めつつ、進めていかなければならない問題だと思いますので、認識しておきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員
職務代理者

私から。瀬戸幼稚園の園児の減少については、やはり保育の無償化で他園へ入園される方がいらっしゃるのと、実際にこのエリアに通われる子どもの絶対数が多分減っていると思いますけれども、現状と今後の推移を教えていただければと思います。

学務課長。

今、調べさせていただきます。

学務課長
職務代理者

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(15時59分)

(16時05分)

職務代理者

それでは、再開いたします。

学務課長。

学務課長

先ほどの質問にお答えさせていただきます。

将来推計はまだ正確にはつかんでおりませんが、過去3年間の瀬戸幼稚園の園児数を見ますと、地元から通う子どもたちの数は減ってきているというのがあります。例えば、平成30年ですと地元は、瀬戸幼稚園の在籍者数70名のうち49名ということになります。それが、令和元年度ですと65名のうち49名になっております。令和2年については、瀬戸幼稚園が46名のうち39名ということですので、地元からの人数の実数は減っ

てきているという状況になります。

以上でございます。

職務代理者

地元以外からも、このプラスマイナスの3と7、プラスしてある部分は来ているということによろしいですね。

学務課長

はい。地元のほうも同じように、例えば平成30年は21名だったのが、令和元年度は16名、令和2年度は7名と。地元以外のご家庭も減ってきている状況です。

職務代理者

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに質疑はよろしいですか。

鈴木委員。

鈴木委員

先ほど栃尾委員の質問に私も少し意見をさせていただきたく思いまして、補足といいますか、似た意見になってしまいますけれども、この3ページの表の2を見ますと、保育園が平成29年度から16だったものが約倍近く、令和3年度では31になっている。この背景は、印西市の人口が増えるとともに、働く世帯のご家庭も増えているということが見て取れるかと思えます。市民目線で見たときに、働く保護者の方々が預け先があるということは本当に我が市としては対応されているなということが、この表を見て取れました。

ただ、先ほど栃尾委員からもおっしゃったように、もとの幼稚園がほかの競合する施設があるにもかかわらず223名、令和3年度でも幼児の数がある、園児数がそのまま200人以上をキープしているということに着目されたことに、私も着目いたしました。私どもの行政の目線では、比較的長く豊富な知識、経験を有する教員がいるからだろうとか、積極的な研究活動を行う、そういう充実があるからだろうと推しはかっているかもしれないのですが、実際のところは、もしかしたら、分かりやすく言うと保護者間での口コミのようなものがあって、私たちが想像しないところで、公立幼稚園の、このもとの幼稚園の魅力というものがあるかもしれません。

ぜひそこをリサーチしていただいて、印西市には公立のこんなにすばらしい幼稚園があるんだということを他市町村にも誇れるような、そういった園の経営に努めていただきたいと思います。どうぞリサーチしていただいて、反映していただけたらと思います。これは私の意見です。

職務代理者

ほか、よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(その他)

職務代理者

日程第12 その他について何かございますか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、牧の原小学校の増築工事についてご説明させていただきたいと思います。

資料をご覧ください。

牧の原小学校の増築工事について、工事の概要を記載させていただいております。

1、工事の名称でございますが、牧の原小学校校舎増築工事。

2、場所につきましては、印西市牧の原1-1。

3、工期につきましては、契約日の翌日から令和4年2月28日まで。

4、生徒数及び学級数の推移及び見込みでございますが、令和7年度には1,222名、38学級が必要となるという見込みでございます。

工事の概要につきましては、(1)増築校舎でございますが、鉄骨造2階建て、面積が1392.38平方メートル、整備する教室等が普通教室11室、トイレ、渡り廊下等を整備するということになっております。

そして、落札候補者ですが、会社名が日幸建設株式会社、千葉市登戸にある業者でございます。入札額が5億787万円でございます。低入札基準額となっておりますが、ここに訂正をお願いしたいんですが、ここが5億1,674万円となっておりますが、ここが5億6,844万400円の間違いでございました。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

その入札の結果につきましてご報告をさせていただきます。

本来であれば、この教育委員会定例会の場におきまして、牧の原小学校校舎増築工事の契約の締結について議案として提出する予定でございましたが、先日、5月17日に行われました入札結果が、印西市低入札価格調査制度の対象となったことから、現在、落札候補者の日幸建設株式会社へ低入札価格調査を実施しているところでございます。低入札価格調査には約2週間から3週間の期間を要しまして、次回の教育委員会定例会で議案を提出した場合は、6月議会、第2回市議会定例会への提出に間に合わなくなってしまうことから、臨時代理により処理をさせていただき、次回の定例教育委員会において報告させていただきたいと考えております。

低入札価格調査制度というものは、地方自治法施行令167条の10に規定されておまして、あまりにも低い入札価格であった場合に、工事の品質を保つために、一定価格より低かった場合には業者に対しまして、この価格を積算をした根拠ですとか、今どのような事業を手持ちしているのか、それから、事業所から牧の原小学校までどのくらいの距離があるのかというような調査を行い、本当に工事の質が保たれるのか、どうなのかを調査をいたしまして、保たれるという判断が出た場合にこの業者と正式な契約を行うというものになってございます。

職務代理者
教育総務課長

以上でございます。

続いて、よろしいですか。

はい、どうぞ。

続きまして、教育委員の学校訪問についてご説明をさせていただきます。

令和3年度学校訪問・配車及び行程表をご覧くださいと思います。

1の日時でございますが、6月17日10時から第6回教育委員会定例会を行います。終了後、11時15分頃から出発をいたします。委員の皆様には引き続きご参加をお願いいたします。

今回訪問する学校につきましては、この会議の冒頭に教育長からおっしゃっていただいたのですが、増築をする学校の、増築場所等を確認していただきたいと考えてございます。

2、参加者、配車でございますが、委員の皆様は教育長、教育部の部課長及び教育総務課課長補佐が同行をいたします。委員の皆様は教育委員会のワンボックスカーに同乗をしていただきます。

行程表でございますが、最初に牧の原小学校、次に中央学校給食センターを視察をいただいた後、同センターにて学校給食をご試食していただきます。その後、滝野小学校、滝野中学校の順に視察をしていただきます。当日、給食費をご負担いただきたいと思います。詳しくは第6回教育委員会定例会の議案配付時にご案内をいたします。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

ありません。

ほかにその他、何かございますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは、2点ほどございます。

まず1点目ですが、「印西市史資料編近現代1」が刊行になりました。

また、文化ホールのパンフレットですが、再開館に伴いまして、新たにパンフレットを作成いたしました。併せてご活用ください。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

ありません。

よろしいですか。

それでは、これで日程第12 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議の開催日について連絡があります。

教育総務課長

教育総務課長お願いします。

次回でございますが、6月17日木曜日、時間につきましては午前10時から、こちらの41会議室で行いたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じさせていただきます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和3年第5回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(16時18分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月26日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 栃 尾 知 子